

鳥取市市民自治推進委員会先進地調査・視察研修

実施要領

1 趣旨、目的

鳥取市市民自治推進委員会（以下「自治推進委員会」という。）委員が、参画と協働のまちづくりを推進するため、先進都市の状況を調査・視察研修することにより、今後の取り組みの参考にするとともに、委員相互の交流を深める。

2 日時及び場所

平成26年1月31日（金） 13：00～15：00 兵庫県朝来市与布土地域

3 交通

市公用車（マイクロバス）

4 参加者

- （1）参加を希望する自治推進委員会委員
- （2）事務局（協働推進課）職員

5 旅費

市が、「職員等の旅費に関する条例」の規定に基づき算出した金額を用意する。
昼食については実費負担。

鳥取市市民自治推進委員会先進地調査・視察研修 行程表(予定)

期 日	行 程	備 考
1月31日(金)	<pre> graph LR A["鳥取市役所 本庁舎前 8:50発"] -- "国道9号" --> B["【昼食】 農家レストラン 「百笑茶屋 喜古里」 朝来市山東町喜多垣294 12:00~12:40"] B --> C["朝来市 与布土地域 視察研修 朝来市山東町溝黒366-1 13:00~15:00"] C -- "国道9号" --> D["鳥取市役所 本庁舎前 17:30頃着"] </pre>	

※1 集合・解散場所は、鳥取市役所本庁舎前とします。

※2 移動は、市公用車（マイクロバス）で行います。

※3 悪天候や交通渋滞などにより、上記時間及びルートが変更となる場合もありますのでご了承ください。

朝来市への質問事項

鳥取市市民自治推進委員会委員の質問事項について、以下のとおりまとめましたので、ご教授いただきますようお願いいたします。

1. 自治基本条例について

- (1) 市民の皆さんの条例の認知度
- (2) 自治基本条例を市民へ浸透させるために実施された仕組みづくりや施策について
- (3) 職員のまちづくりに関わる具体的な事例とは（第9条第2項）
- (4) パブリックコメントを求める手段、方法は（第11条）
災害発生等の事後検証のための意見募集についての考え方は
- (5) まちづくりの推進にあたり、どのような審議会を設置し、運営されているか。（第12条第1項）
- (6) 住民投票は個別型とされているが、投票の成立要件や投票結果の取り扱い等についての考え方は（第13条第1項）
- (7) 地域自治協議会は自治会と組織的にどのような違いがあるのか。（第15条第1項）
- (8) 自治基本条例制定から4年余が経過しているが、住民から見直しを求める声は出ているのか。

2. 地域自治包括交付金制度について

- (1) 協議会の評価
- (2) 地域マネージャーは、どのようなキャリアの方が多いのか。
- (3) 交付金は、地縁的なコミュニティへの支援が中心のようだが、テーマコミュニティへの支援措置はあるのか。

3. 地域自治協議会について

- (1) 「地域自治協議会」の立ち上げ時における問題点としてどのようなものがあったのか。
 - ①区（自治会）からの抵抗はなかったか。
 - ②広報活動と市民の理解についてどのように進められたか。
 - ③地域自治協議会の役員の選考方法はどのようにされたのか。
 - ④朝来市自治基本条例の制定作業及び議会において、この点についてどのような議論が行われたのか。
- (2) 地域総合計画（朝来市新市まちづくり計画）の中での「地域自治協議会」の位置づけと役割はどのようになっているのか。
- (3) 地域自治協議会設置地域の防災組織はどのようになっているか。防災訓練実施についても教えていただきたい。
- (4) 地域自治協議会のそれぞれの具体的な活動内容と組織体制について
- (5) 協働事業の評価（振り返り）をする中で、各地域自治協議会に共通した点と、特徴的な事柄について

4. 与布土地域自治協議会について

- (1) 協議会の実態（組織、構成員数、部長の決定方法、会の持ち方等）
- (2) 平成19年1月から3か月かけてワークショップを実施されたようですがその時の状況を教えてください。
- (3) まちづくり計画の中で「地域支援職員」とありますが、どのような立場の人ですか。
- (4) まちづくり計画において挙げられている地域の課題について、それぞれ課題解決に向けての具体的な取り組みと効果を教えてください。
- (5) 協議会の設立において苦労された点および現在協議会を運営していく中で苦労されている点があれば教えてください。